

○建設リサイクル法等に関する一斉パトロールの実施報告

(件数)

		令和7年10月	令和8年1月	令和8年6月
確認を行った現場数	建築物の解体工事	571	574	550
	建築物の新築工事	17	23	13
	建築物の修繕・模様替等工事	1	1	1
	土木工事等	0	1	0
	パトロール現場数合計	589	599	564
当該月の対象建設工事届出件数 (届出件数に対するパトロール件数の割合)		2,695 (22%)	2,659 (23%)	2,647 (21%)
確認を行った現場のうち、無届出工事の現場数	建築物の解体工事のうち無届出工事	0	0	0
	建築物の新築工事のうち無届出工事	1	0	0
	建築物の修繕・模様替等工事のうち無届出工事	0	0	0
	土木工事等のうち無届出工事	0	1	0
	無届出工事合計	1	1	0
法第14条に基づく助言※1		30	16	24
法第14条に基づく勧告※1		0	0	0
法第15条に基づく命令※2		0	0	0
法第19条に基づく助言※3		0	0	0
法第19条に基づく勧告※3		0	0	0
法第20条に基づく命令※4		0	0	0
法第42条第1項に基づく報告の徴収※5		4	0	5
法第42条第2項に基づく報告の徴収※6		0	0	0
法第43条第1項に基づく立入検査※7		141	116	139
法に基づかない任意で行った聞取り調査・指導など※8		111	102	108
建設リサイクル法に基づく指導等を行った総数		286	234	276
大気汚染防止法、環境確保条例等に基づく指導※9		146	107	123
フロン排出抑制法の違反※10		0	0	0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導※11		7	6	8
パトロール延べ人数(人・時間)※12		720	662	844

確認を行った建築物の解体工事のうち、建設リサイクル法対象規模未満は1件

※1: 分別解体等の適正な実施を確保するために行うもの

※2: 助言・勧告に従わないときには第15条に基づく命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

※3: 再資源化等の適正な実施を確保するために行うもの

※4: 助言・勧告に従わないときには第20条に基づく命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

※5: 分別解体等の実施の状況に関し報告を徴収するもの

※6: 再資源化等の実施の状況に関し報告を徴収するもの

※7: 分別解体、再資源化等の実施を確保するため立入検査するもの

(例) 受注者の営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する。

※8: 助言・勧告の対象に至らない軽微な事項、公衆災害防止の観点や他法令違反の場合等に行うもの

※9: 石綿含有建材の有無の事前調査結果等の掲示、記録の写しの備え置き、行政報告等

※10: フロン排出抑制法の行程管理制度に基づく処理違反の場合等(東京都のみに立入権限有)

※11: 産業廃棄物収集運搬業者における許可証の写しの携帯、産業廃棄物収集運搬車両の両側面の表示等義務違反等

※12: パトロール延べ人数＝人数×パトロール時間